



令和 5 年 4 月開設

入間市地区センター 市民説明会

令和4年12月



● 地区センター化のキーワード

“より身近な地域の拠点施設へ”

“市民サービスの維持・充実”

“地域づくりの推進”

地区センター整備の背景



入間市の現状・課題

- 自治会加入世帯の減少・担い手の高齢化
- 地域活動の衰退・希薄化
- 厳しい財政状況
- デジタル化・オンライン化の推進
- 支援が必要な人へ適切に届く体制の構築

●自治会加入世帯の減少・担い手の高齢化



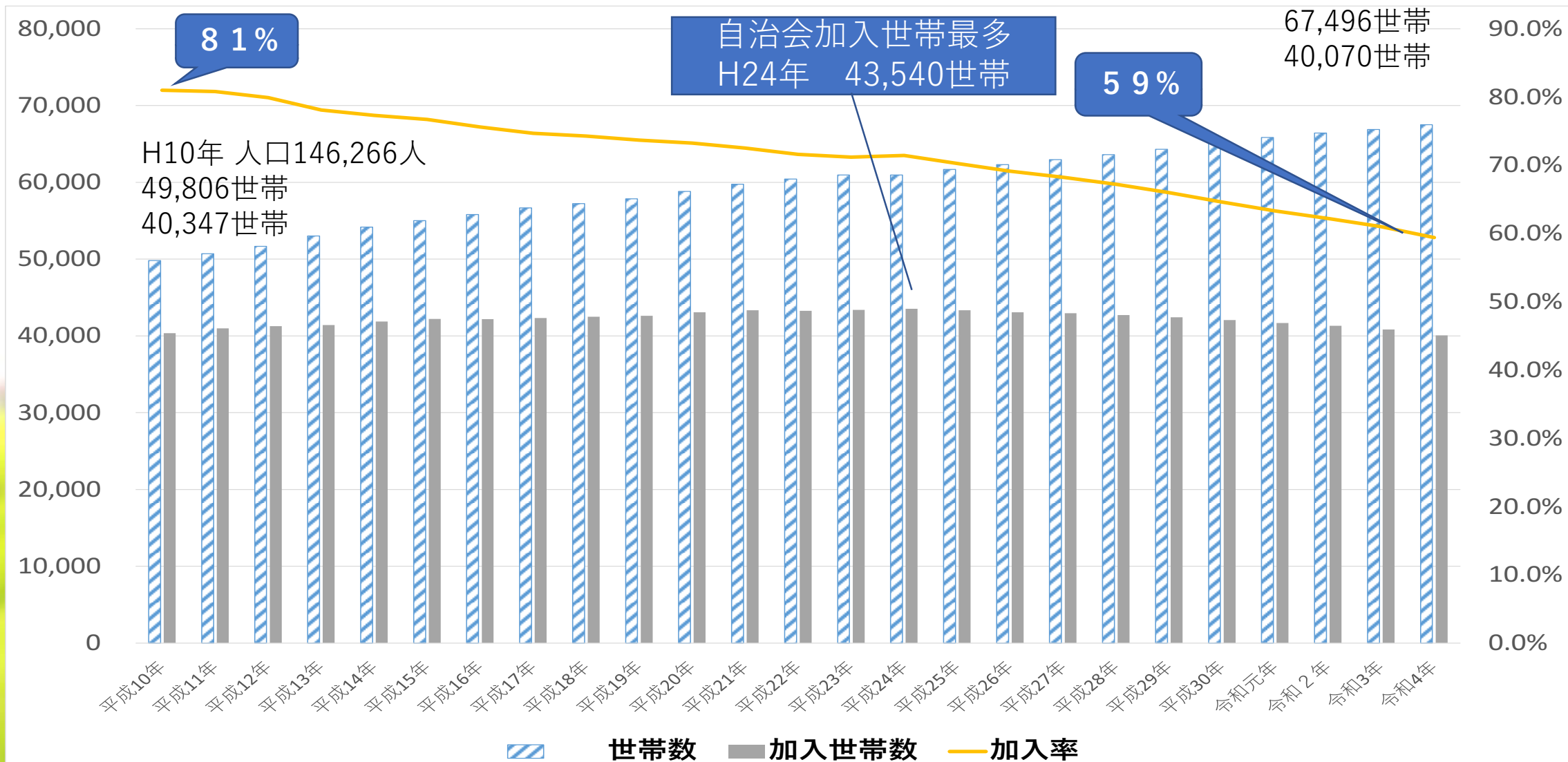
SDG s 未来都市

Well-being City いるま

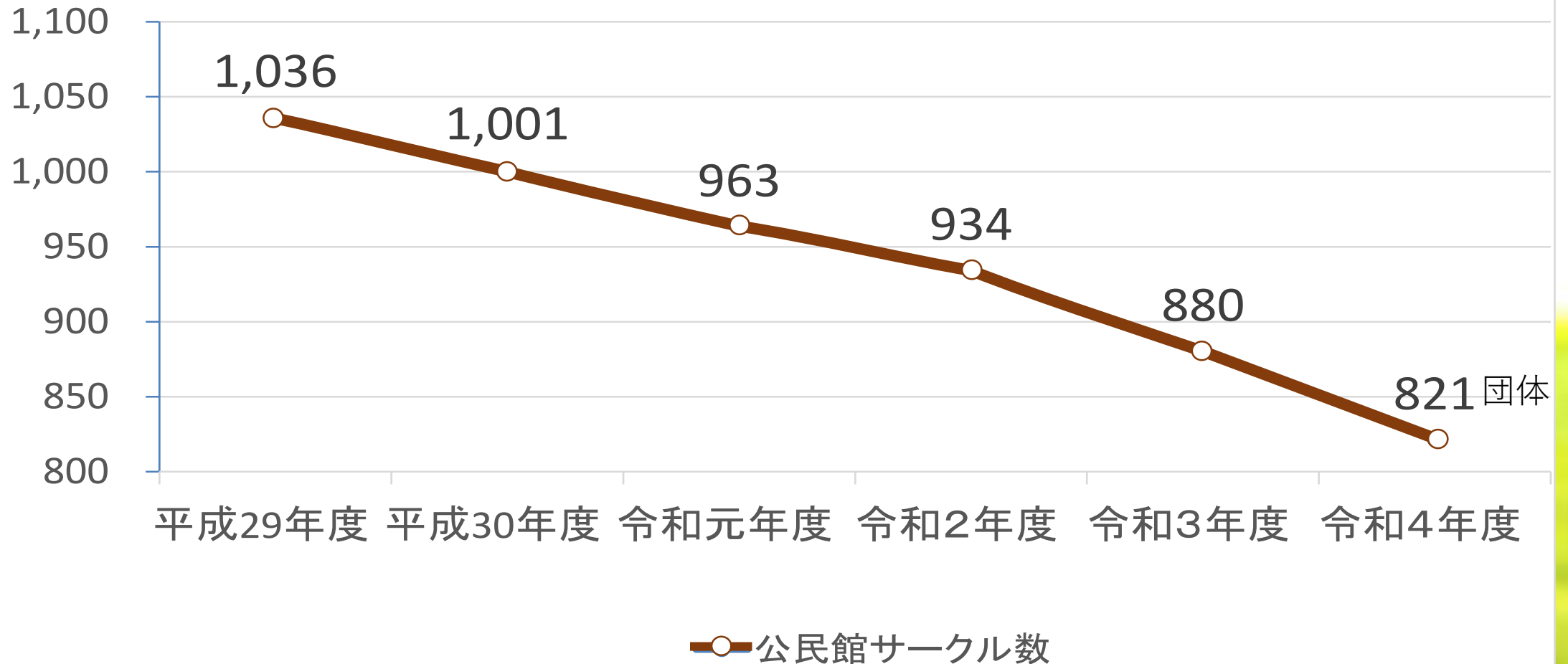
自治会加入率の推移

R 4 年10月 人口145,830人

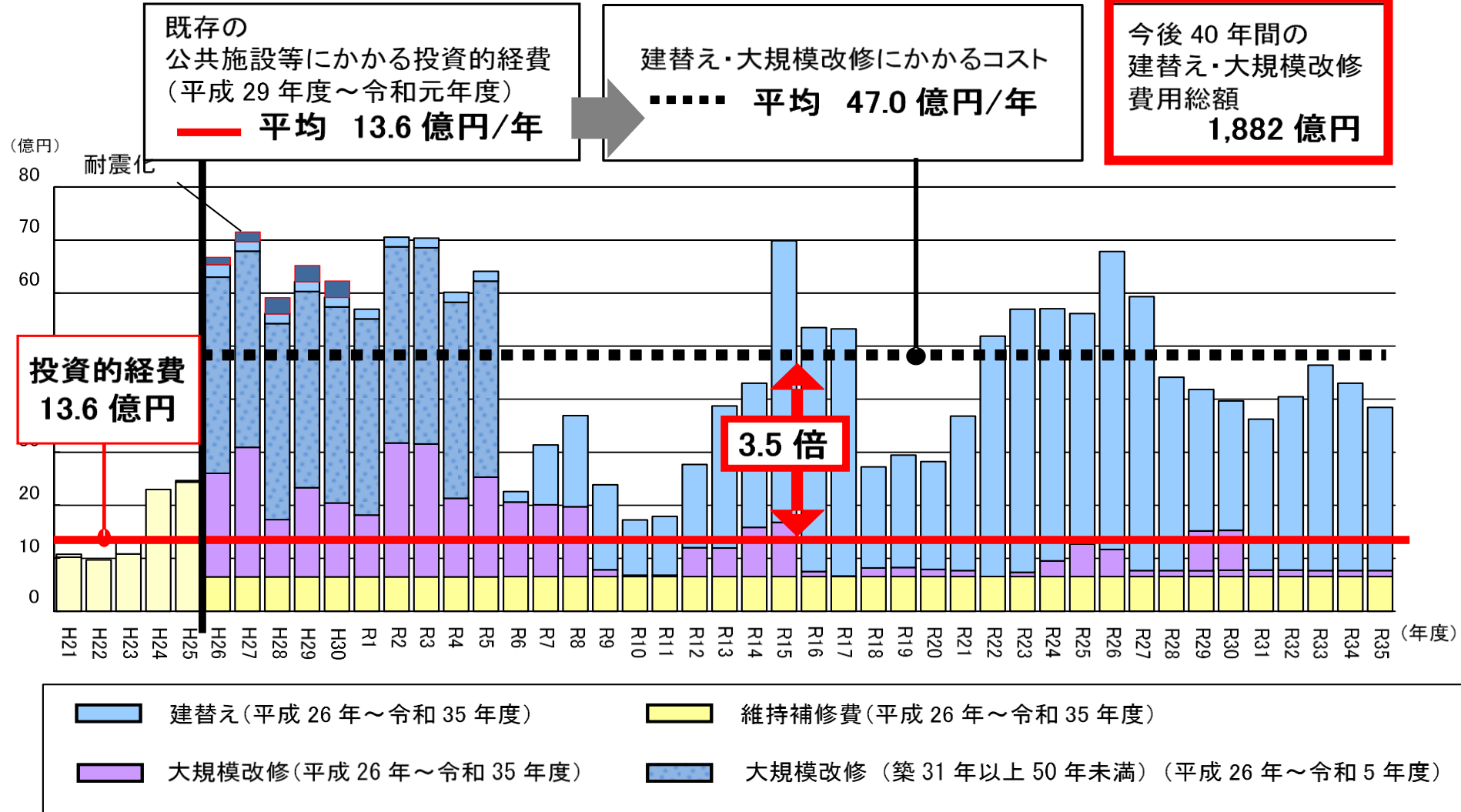
67,496世帯
40,070世帯



●地域活動の衰退・希薄化 サークル団体数の推移



● 厳しい財政状況 公共施設コスト試算



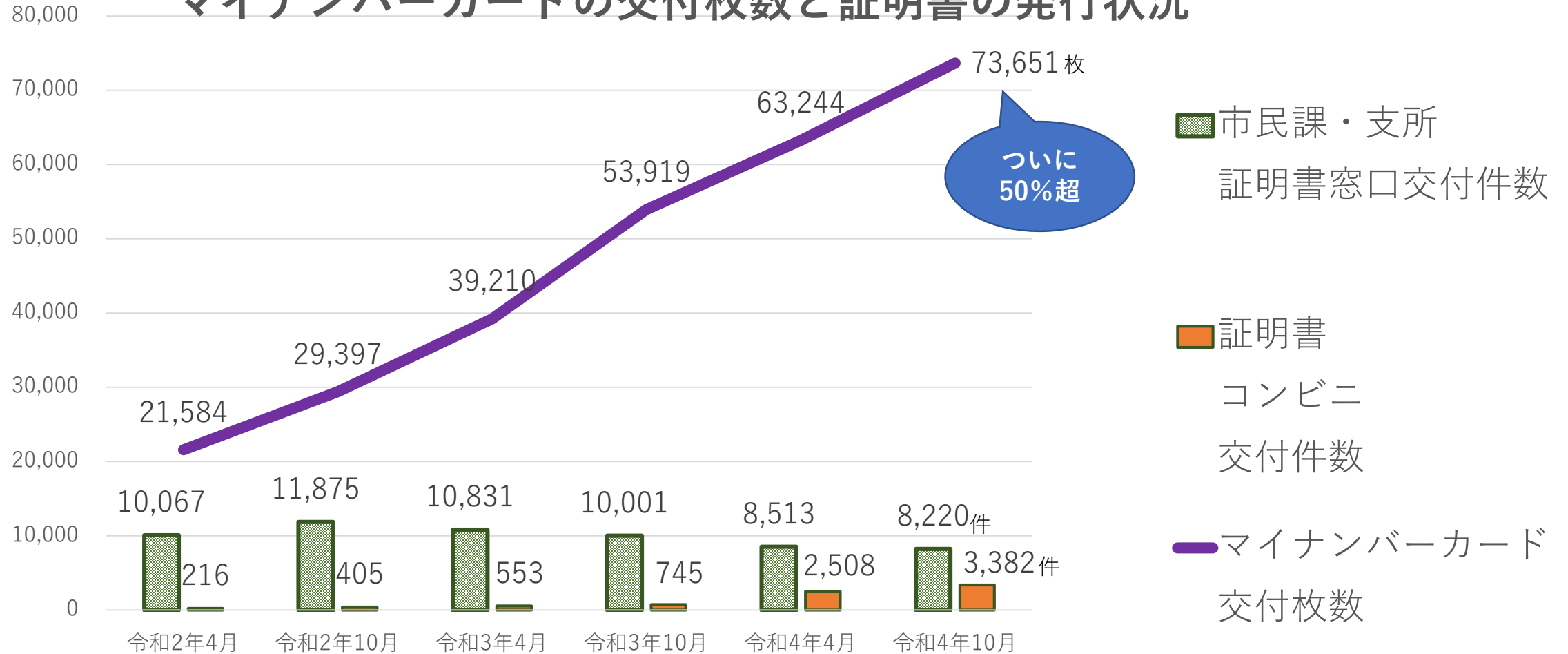
入間市公共施設等総合管理計画(令和4年3月改訂版)より (平成29年度～令和2年度)

●デジタル化・オンライン化の推進

マイナンバーカードの普及



マイナンバーカードの交付枚数と証明書の発行状況



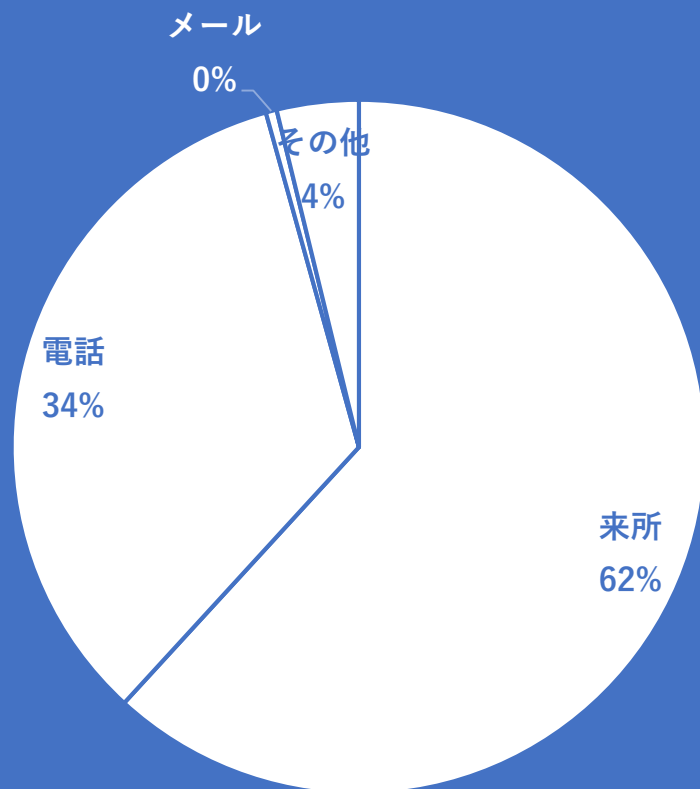


●支援が必要な人へ適切に届く体制の構築

総合相談支援室の相談状況

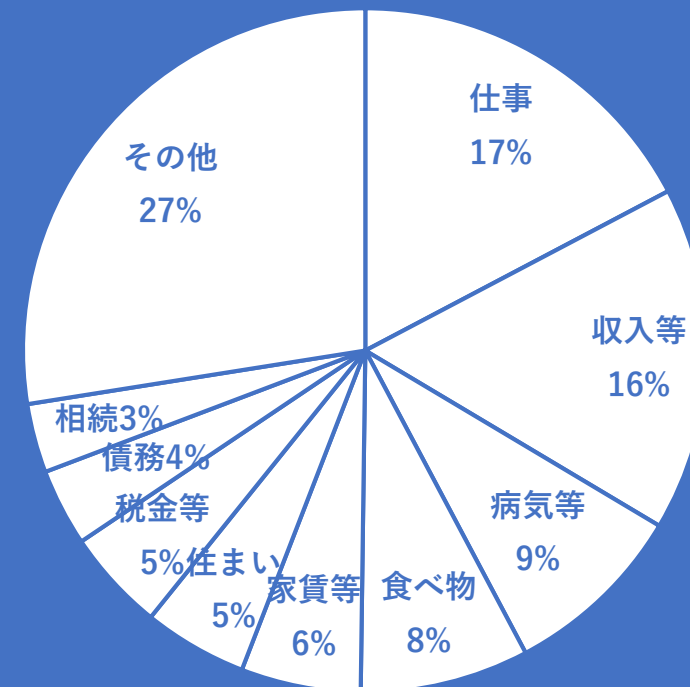
R4年4～9月 相談方法

実相談件数 1,574件



R4年4～9月 相談内容

延べ相談内容件数 2,545件



主な行政計画

平成26年10月 入間市公共施設マネジメント白書

平成28年3月 公共施設等総合管理計画

平成29年4月 第6次入間市総合計画

平成31年3月 公共施設マネジメント事業計画 ★

対策

令和2年3月 公共施設保全計画

令和4年3月 入間市公共施設等総合管理計画改訂版

令和4年4月 第6次入間市総合計画 後期基本計画 ★

令和4年4月 入間市地区センター整備計画 ★

令和4年8月 SDG s 未来都市計画 ★

地区センター配置図

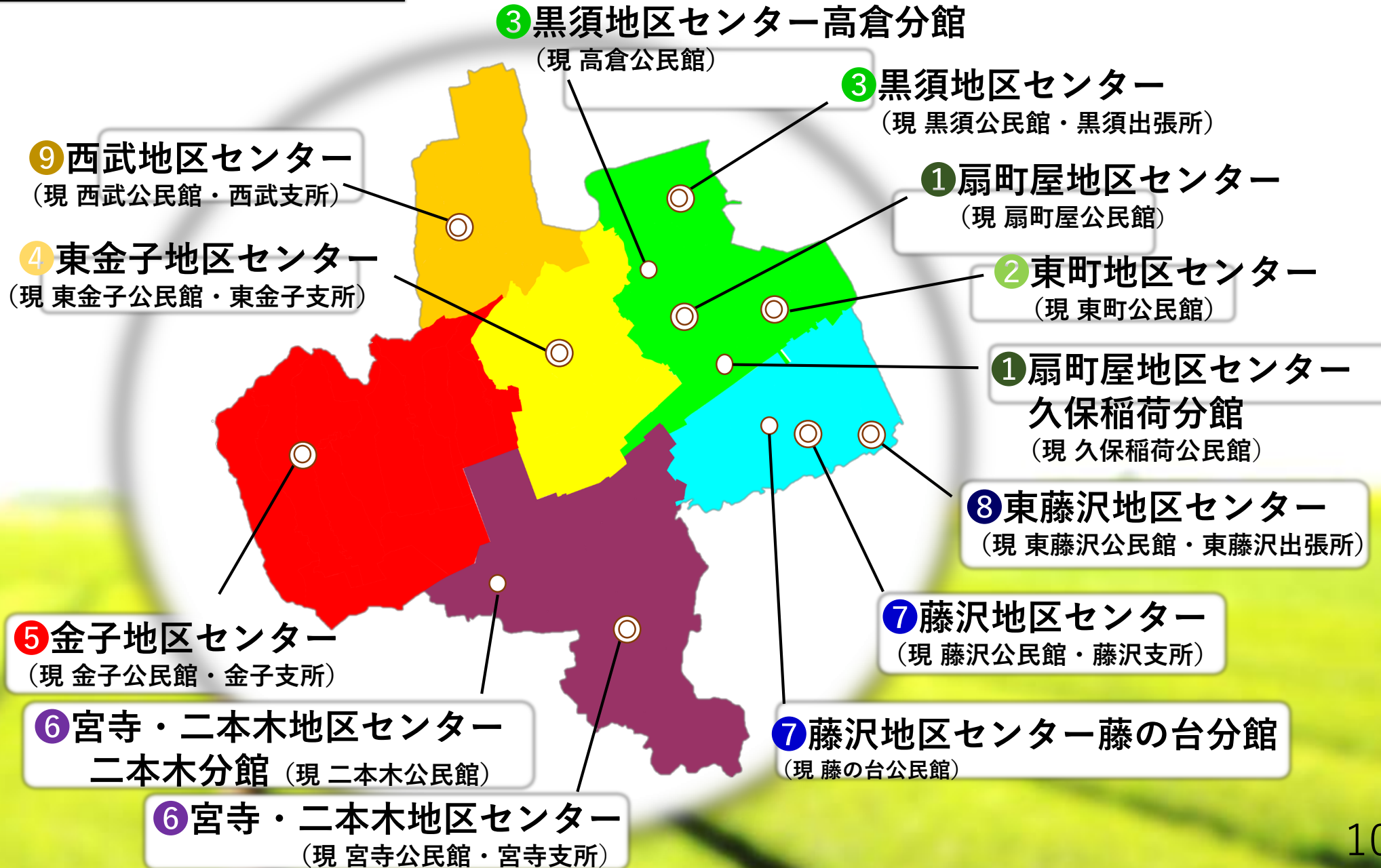


現在

- 13 公民館
- 5 支所
- 2 出張所
- 9 地域包括支援センター

整備後

- 9 地区センター
- 4 分館



豊岡地区



①扇町屋地区センター

対象区域

(扇町屋、扇台、久保稻荷、
豊岡、善蔵新田)

●地域包括支援センター複合化

②東町地区センター

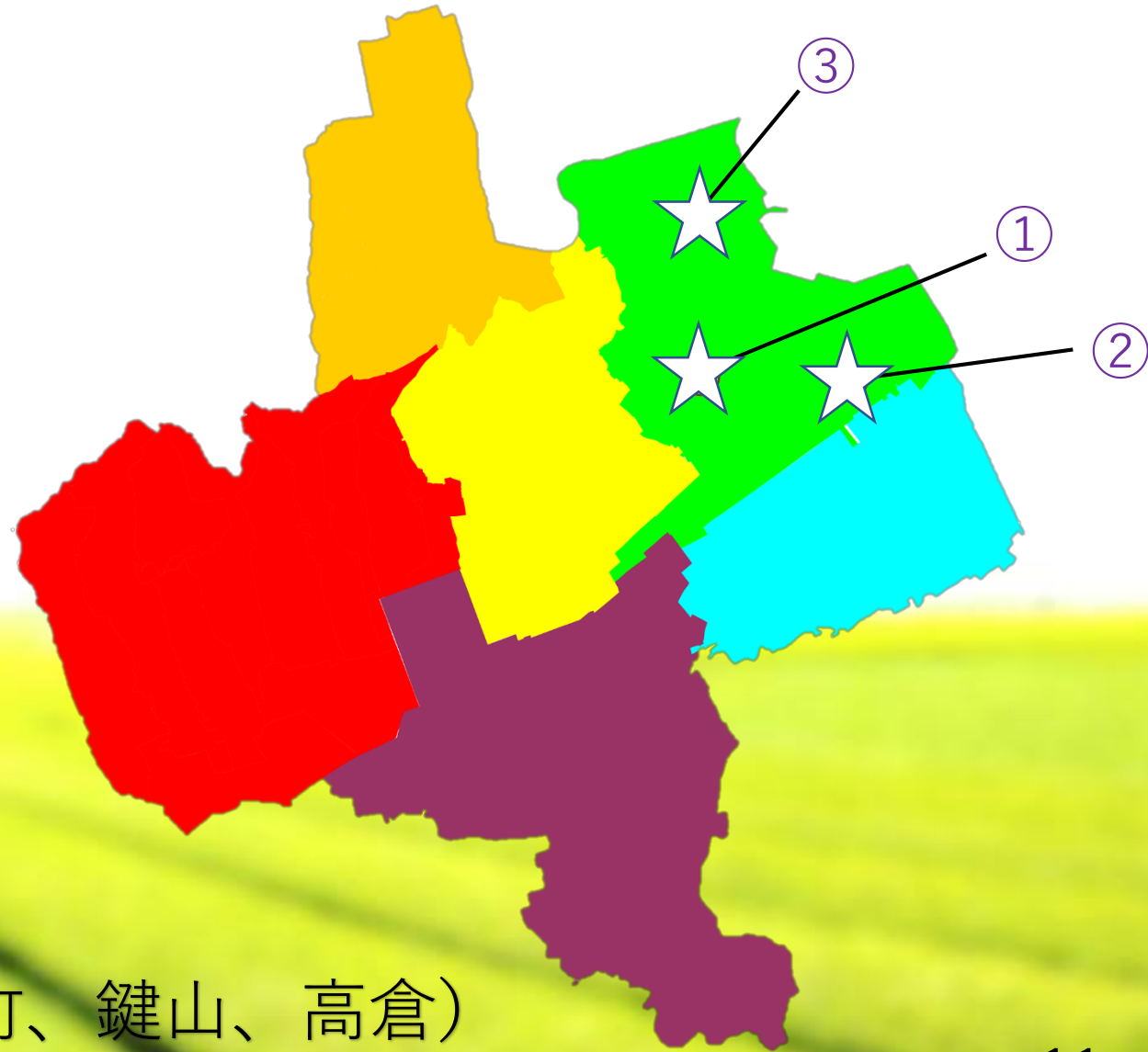
対象区域

(向陽台、東町)

③黒須地区センター

対象区域

(河原町、宮前町、黒須、春日町、鍵山、高倉)

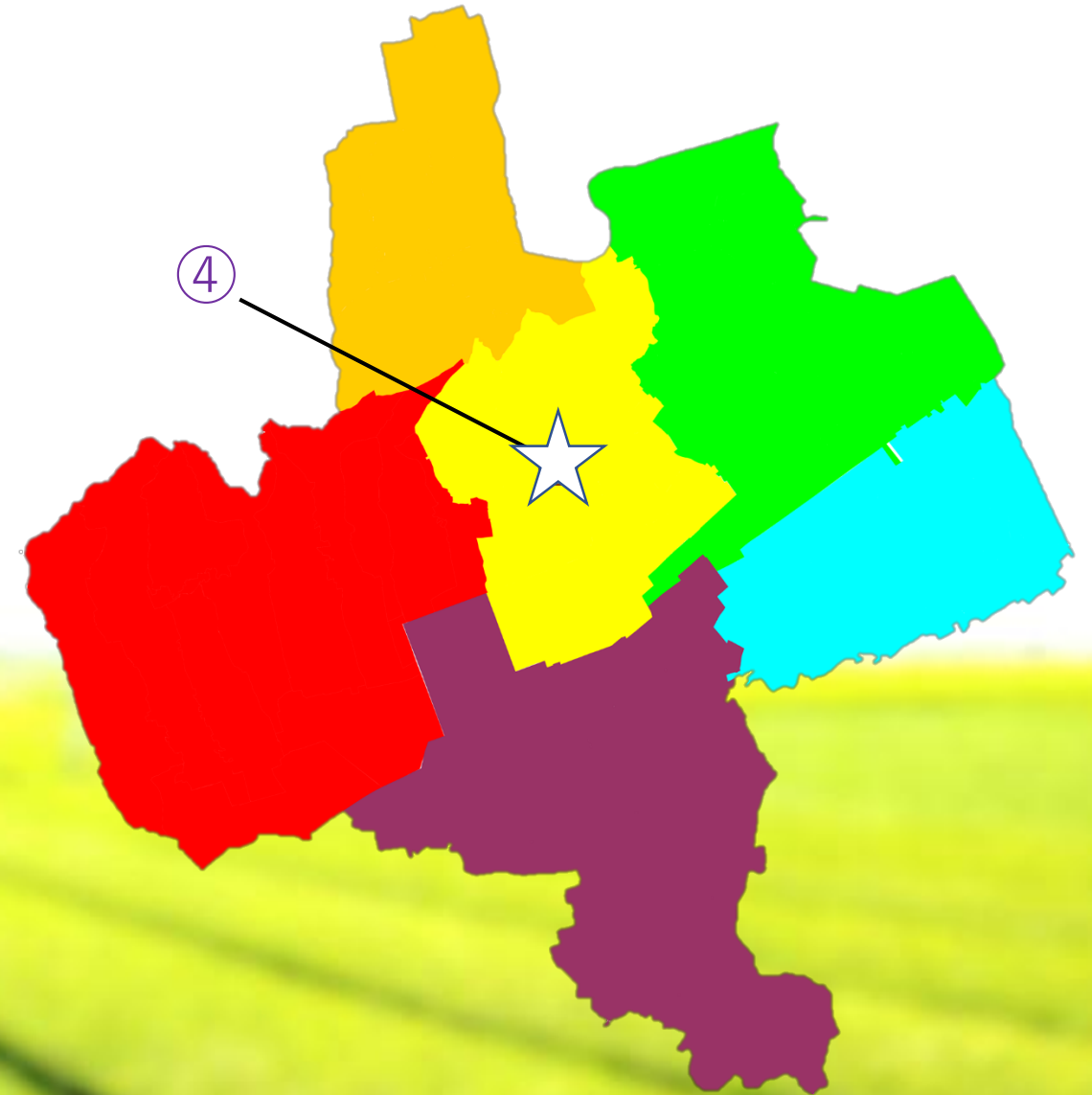


④東金子地区センター

対象区域

(小谷田、新久、狭山ヶ原、
牛沢町、森坂、上小谷田)

●地域包括支援センター複合化



⑤金子地区センター

対象区域

(木蓮寺、南峯、寺竹、
金子中央、西三ツ木、
三ツ木台、上谷ヶ貫、
下谷ヶ貫、花ノ木、
中神、根岸)

●地域包括支援センター複合化

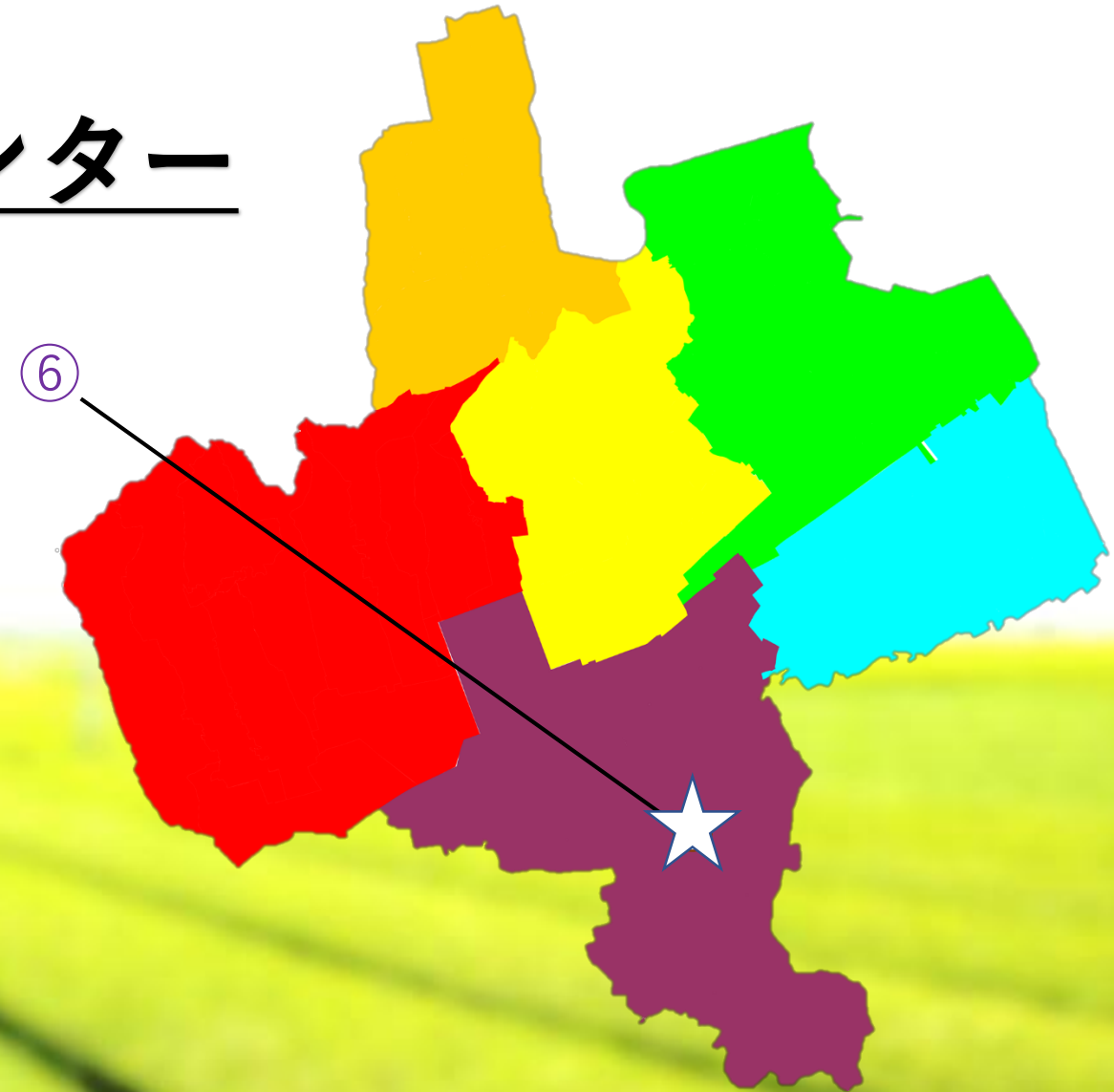


⑥宮寺・二本木地区センター

対象区域

(宮寺、二本木、狭山台、
駒形富士山、高根)

●地域包括支援センター複合化



⑦ 藤沢地区センター

対象区域

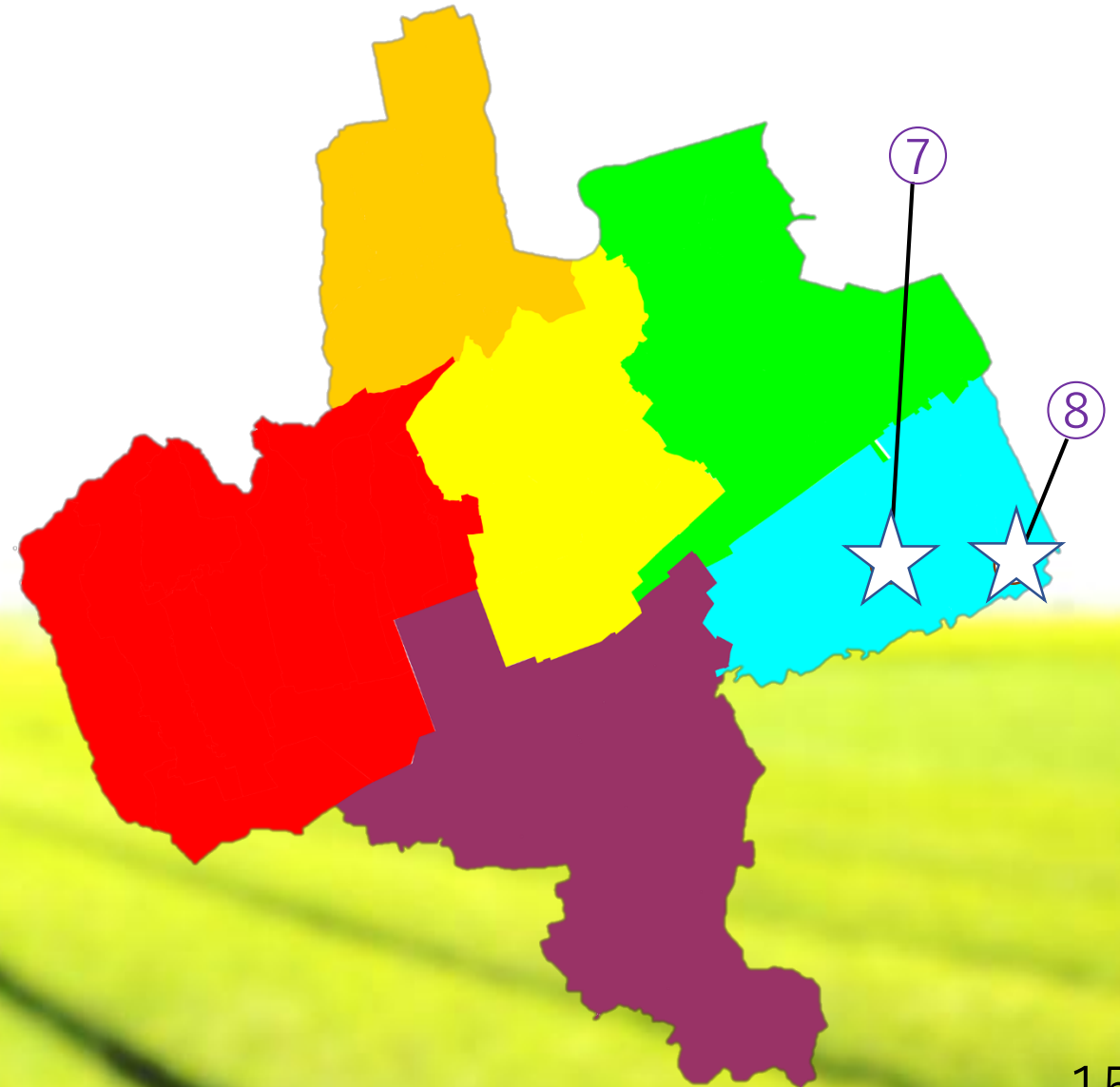
(上藤沢、下藤沢)

● 地域包括支援センター複合化

⑧ 東藤沢地区センター

対象区域

(東藤沢)

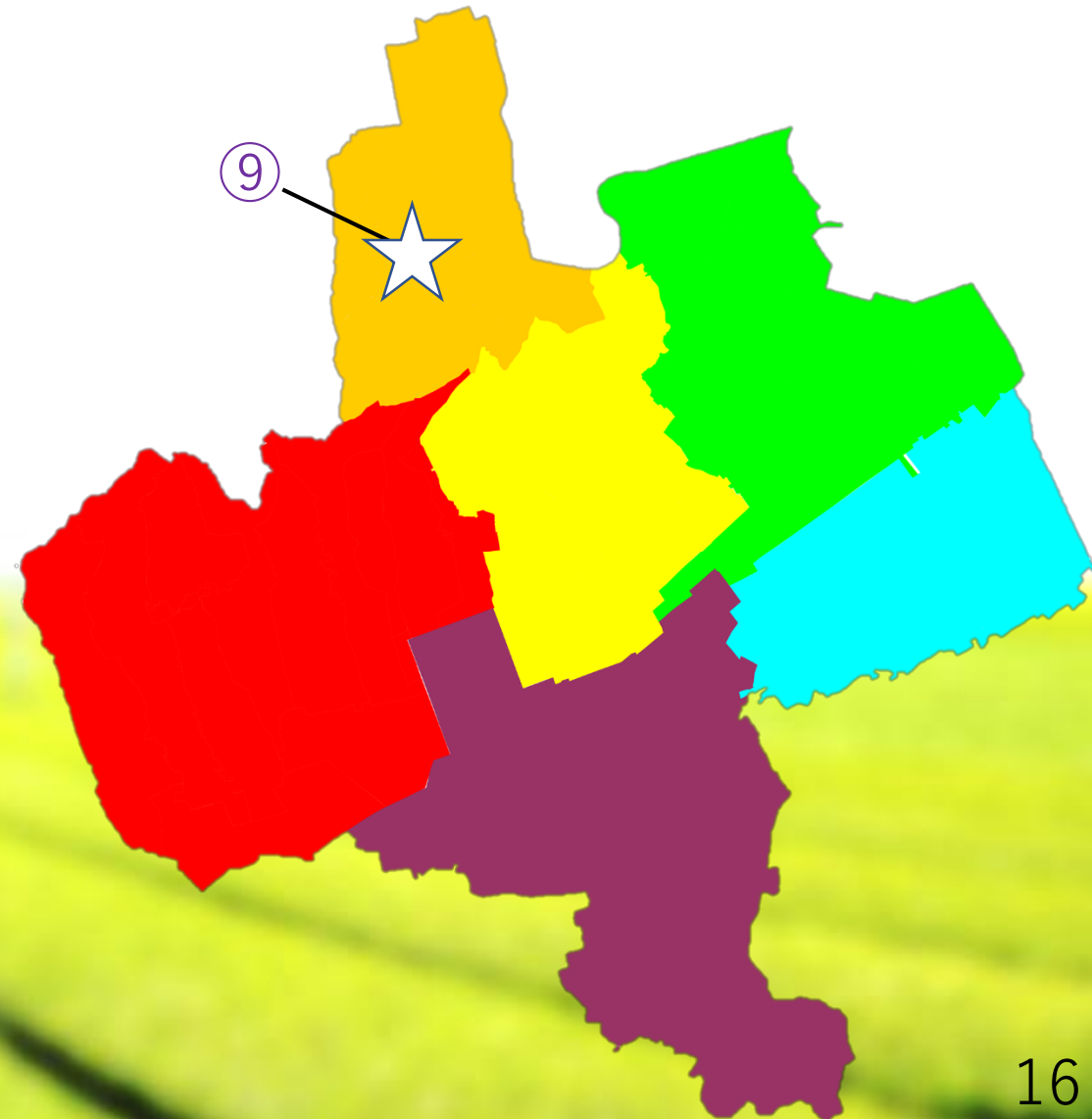


⑨西武地区センター

対象区域

(野田、仏子、新光)

●地域包括支援センター複合化



地区センターの機能と体制



地区センター長
(公民館長兼務)

住民事務担当
3～5人

支所機能

福祉総合相談窓口機能

防災拠点機能

地域づくり担当
3～5人

公民館機能

自治振興支援機能

一つの施設として
連携



地域包括
支援センター

地区センターの窓口時間



	月	火	水	木	金	土	日	
支所機能	○	○	○	○	○	×	×	祝日・年末年始 を除きます 職員対応 8:30 ～17:15 施設貸出は 22:00 まで
公民館機能	○	○	○	○	○	○	○	
自治振興支援機能	○	○	○	○	○	○	▲	
防災拠点機能	○	○	○	○	○	○	▲	
福祉総合相談窓口機能	○	○	○	○	○	×	×	
地域包括支援センター	○	○	○	○	○	○	×	
								○ 市職員対応 ○ 貸出のみ ▲ イベント・発災時 × 対応なし

● 今までの“支所窓口”と同じ業務を行います

- ・ 証明書（住民票・戸籍・市税等）の交付
- ・ 住民異動・戸籍などの届出
- ・ 国民健康保険の手続き
- ・ 各種収納業務（市税、保育料など）
- ・ マイナンバーカードの一部手続き（交付申請書の発行など）
- ・ コミュニティバス特別乗車証の交付

扇町屋・東町・黒須・東藤沢地区には**支所窓口**が増えます

公民館機能 (地域づくり担当)



● 今までの“公民館”と同じ業務を行います

- ・ サークル**活動**、公民館**活動**への支援
 - ・ 教室、講演会などの**学び**の場の提供
 - ・ 「人」「団体」をつなぎ、**交流の輪**を広げる支援
 - ・ 会議室等の貸出し 【祝日・年末年始を除く 8:30～22:00】
- ※ 社会教育関係団体の**優先利用を継続**
- ※ **個人**や**友人**、**家族**でも使用可（**一般料金**：現在の使用料の**2倍**）
サークル（一般料金の半額）、**自治会・子ども会など（免除）**は、
今までどおりの料金



● 地域の実情に合ったまちづくりを進めます

- ・ 区・自治会への支援
- ・ 地域防犯活動への支援
- ・ コミュニティ活動団体への支援
- ・ 地域で活動する人や団体をつなぎ
地域のまちづくりを協議する機会を創出

皆さまとの協働のもと、地域の課題解決に取り組みます



● 地域の防災体制を強化します

- ・ 発災時

9つのセンターがそれぞれ地域の拠点（現場本部）として災害対策本部と地域、避難所等をつなぎ、減災に努めます

- ・ 平常時

自主防災会への支援、地区自主防災連絡会の備蓄品の管理等危機管理課と連携した防災訓練を実施します

扇町屋・東町・東藤沢地区に防災拠点施設が増えます



● 身近で相談できる窓口を目指します

- ・ 顔見知りの職員が
どこに聞いてよいか分からないことや困りごと等の
最初の窓口になります
- ・ **タブレット（ビデオ通話アプリ）** を活用して、地区センターで
市役所担当職員の顔が見えるオンライン相談が出来ます
- ・ 適切な窓口に関心者をつなげます。また、必要な手続き・届出の支援
を行います。（社会福祉協議会、地域包括支援センター等との連携）

市役所に行かなくても顔の見える相談ができます

● **ご高齢**の方が住みなれた地域で 安心して過ごせるよう支援を行います

・ **地域包括支援センター**の役割

- 介護保険に関する相談
- 介護予防に関する支援・事業
- 高齢者の虐待防止や早期発見
- 高齢者の人権や財産の保護 など

- ・ **地区センター**（福祉総合相談窓口機能）との連携により
より効果的な対応が期待できます

事務所が地区センターになり**相談場所が分かりやすくなります**

分館となる施設

4 施設

- ① 扇町屋地区センター 久保稻荷分館
- ② 黒須地区センター 高倉分館
- ③ 宮寺・二本木地区センター 二本木分館
- ④ 藤沢地区センター 藤の台分館



利用について

変わらないこと

- ・ 令和 **10** 年度末まで、貸施設として利用することができます
- ・ 定期的に利用している団体は、分館で施設借用手続き（予約・使用料の支払い等）ができます
- ・ 分館になっても、公民館事業は実施します

変わること

- ・ 分館窓口は、委託業者が対応します
- ・ 初めて利用する場合や相談ごとは、地区センターまでお願いします
- ・ 印刷機は地区センターの印刷機を利用してください
- ・ 市主催事業は、分館から地区センターへ徐々に移行していきます

不安の解消に向けて

団体間交流の促進

- ・ 地区センターと分館のそれぞれで同じような活動をしている団体が交流できる機会をつくります
- ・ 令和11年度以降の活動継続や新しい活動の展開に向けて、利用時間帯の調整や事業の共催、共同での活動、団体の合流などの支援を行います

交通手段の検証

- ・ 高齢の方が安心して外出することができることにより、充実した生活を送ることができるよう、公共交通機関やデマンド交通など、検証を行いながら外出支援の研究を進めます
- 例：乗合送迎サービスの実証実験

より身近な地域の拠点施設へ

- 身近な地区センターで
様々な**手続きができます**
- 身近な地区センターで**相談ができます**
- **地域の拠点施設**を目指します

市民サービスの維持・充実

- 支所機能 **支所窓口が増えます**
- 公民館機能 **団体や個人の活動、学び、交流の輪を広げます**
- 自治振興支援機能 **地域の特性を生かしたまちづくりを進めます**
- 防災拠点機能 **防災拠点施設が増えます**
- 福祉総合相談窓口機能 **身近に相談できる場所ができます**
- 地域包括支援センター **役割の変更はなく、場所が分かりやすくなります**



地域づくりの推進

- 「人と人」「人と団体」「団体と団体」が
交流できる場所
- **地域コミュニティ**の維持・発展・再構築の**支援**
- 誰もが心身ともに健康で過ごすことのできる
“**Well-being City いるま**”を目指して、地域住民と
地区センター職員が**共に考え行動するまちづくり**



地区センターは

令和 **5** 年 **4** 月 **1** 日に

開設します



ご清聴ありがとうございました

お問い合わせ

入間市役所 市民生活部 地域振興課

☎04-2964-1111 内線2144